

令和5年度 地球温暖化対策計画事業者説明会 質問に対する回答

No	質問	回答
1	事業所から現場まで移動する自動車のガソリンは算定の対象になりますか？	事業所外を移動する自動車等の移動体へ供給されたガソリン等の燃料は算定対象外です。なお、事業所内で利用される移動体は算定の対象となりますが、自動車の場合はナンバーの有無で判断してください。
2	当社は大規模事業者で、事業所内に焼却炉を保有しています。焼却により発生したCO2が年間3,000t-CO2未満の場合は、削減計画の策定や実施状況の報告は必要ないという認識でよろしいでしょうか？	焼却炉によるCO2排出は非エネルギー起源CO2に該当します（※）。非エネルギー起源CO2については、県内すべての事業所における非エネルギー起源CO2の排出量が年間3,000t-CO2以上であり、かつ計画書の提出義務がある場合のみ、報告が必要になります。 ※焼却炉のバーナーで使用する燃料はエネルギー起源CO2に該当します。
3	地球温暖化対策の推進の程度が優れた優良大規模事業所（トップレベル事業所等）に対して、なぜ目標削減率を緩和する必要があるのでしょうか？	本制度では、過去の排出実績を元に基準排出量が設定されます。制度開始前に先行して取組を実施した事業所や比較的新しい事業所は、制度開始時や新築時から進んだ対策が導入されていることが多く、一般的な事業所より省エネの余地が少ないことがあります。そのため、事業者が高水準の設備導入・運用を行っていることを示してもらうことで目標の緩和を行なっています。
4	基準年度排出量の協議は、決定までどのくらいの期間がかかりますか？	内容により期間が変わりますので、担当までご相談ください。
5	第三者検証は全ての大規模事業者が受検するのでしょうか？ また、受検期間は令和7年4月1日以降から令和8年度末まででしょうか？	第三者検証の受検は全ての大規模事業所が対象です。事業所ごとに受検することになります。 第3削減計画期間の受検期間については、令和7年度末（令和8年3月末）までに検証結果報告書を提出してください。ただし、受検時期が遅くなるほど検証機関の予約ができなくなることが見込まれるため、早期の受検・毎年度の受検を推奨しています。
6	第4期削減期間の目標削減率は決まっていますか？	現在、検討中です。
7	エネルギー起源CO2算定資料の様式はどこで入手できますか？	県ホームページでダウンロードができます。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/ontaikeikakusyo.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/ontaikeikakusyo.html</a> また、前年度に計画書をご提出いただいた事業者には、審査結果のお知らせと併せて数値等を入力済みの算定資料を送付していますので、次の計画書提出の際にはそちらをご利用ください。
8	計画書について、昨年度に提出したファイルに今年度分を入力するとの説明でしたが、排出係数など今年度分のフォーマットに変更点はありますか？	提出書類の様式について、第3計画期間を通じて同様のものですので、昨年度提出いただいたファイルから変更はありません。
9	算定資料の「燃料等使用量」において、シートに記載された単位は気にせず、購買伝票記載の使用量をそのまま入力すればよろしいでしょうか？	購買伝票等に記載の数値をそのまま入力し、シートの単位欄は購買伝票に記載されている単位を選択してください。
10	計画書各ページの公表・非公表区分を教えてください。	計画書ファイルの公表・非公表区分は以下のとおりです。 <公表区分> 事業者シート（1～3ページ目）、事業所シート（A,Bテナント等事業所）及び事業所シート（B,C事業所） <非公表区分> 様式1号、様式3号及び事業者シート（4ページ目（連絡先詳細））、算定資料ファイル、低炭素電力受入量計算資料ファイル  詳しくは記入要領のp.18をご覧ください。 <記入要領 URL > <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/25655/3tkinyuouryou.pdf">https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/25655/3tkinyuouryou.pdf</a>

No	質問	回答
11	燃料使用量算定の特定計量器についての質問です。太陽光パネルの発電量を計測していますが、自家消費なので購買伝票等はありません。この場合は保守的な算定をしなければならないのでしょうか？	燃料等使用量の把握は、購買伝票等での把握ができない場合、計量法で定められている特定計量器等に限り実測を認めています。やむを得ず特定計量器等でない計量器で実測する場合は、保守的な算定を行ってください。
12	国の告示メニューにない電力メニューを低炭素電力として算定に用いることはできますか？算定に用いることができる場合、調整後排出係数はどのようにしたらよろしいのでしょうか？	県制度で低炭素電力として認められる要件は、国の告示メニューによるものとなっており、国の告示メニューにない電力メニューは低炭素電力による削減量として認められません。ご利用の電力メニューが国の告示メニューに該当しているかは、電気供給事業者に御確認ください。
13	電力の年度使用量の全量分を「非化石証書」として購入し、オフセットした場合の実施状況報告書の記入方法をご教示ください。	実施状況報告書では、独自に購入された非化石証書を削減量として算定することはできません。
14	省エネ法改正により、今年度から同法のエネルギーの定義に非化石エネルギーが追加されましたが、埼玉県の本制度で算定の対象となるエネルギーに、非化石エネルギーを含める予定はありますか。	条例規則改正により、現行の第3計画期間では従来通りの取扱いとし、非化石エネルギーは含めないこととしています。第4計画期間以降の取扱いについては検討を進めている段階です。
15	東日本大震災に伴う電力不足への対応に関する目標設定型排出量取引制度におけるCO2排出量算定に係る特例は廃止となりましたが、特例の内容はどのような内容だったのでしょうか？	東日本大震災に伴う電力不足への対応により、コージェネレーションシステムや自家発電機の活用等を行った場合について、目標設定型排出量取引制度の対象事業所の削減目標達成に不利にならないよう配慮をするため、CO2排出量の算定方法の特例を設けたものでした。本特例は、「電力需給ひっ迫への対応に関する地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるCO2排出量算定に係る特例」の制定（令和4年12月）に伴い廃止となりました。
16	目標設定型排出量取引制度の対象外事業者です。カーボンオフセット・マッチング事業にてクレジットの提供を受け、オフセットされたものについて、地球温暖化対策計画制度の実施状況報告書に盛り込めるものなのでしょうか？	カーボンオフセット・マッチング事業で提供されたクレジット等を活用したオフセットについては、計画制度の実施状況報告書で排出削減として取扱うことはできません。通常通り排出量を算定し、実施状況報告書をご作成ください。
17	カーボンオフセット・マッチングについて、クレジットは無償で寄付する形になるのでしょうか？	提供先事業者の合意があれば、有償での提供も可能です。有償・無償は事業者間で決めていただいています。ご参考までに、これまでにマッチングが成立した事例では、クレジットは無償提供であるものの、その対価として自治体によるPRをしてもらう形となっています。
18	カーボンオフセット・マッチングの詳しい資料や説明会の予定はありますか。	現在公表している資料や説明会の実施予定はございません。ご希望がある事業者様には個別に資料提供や説明を実施しておりますので、お気軽にご相談ください。 <参考：マッチングの成立についての県報道発表資料> <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/news/page/news2023051601.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/news/page/news2023051601.html</a>
19	埼玉県地球温暖化対策実行計画において、2030年度における県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減の目標に対して、2020年度で16.9%削減となっているが、計画は順調に進んでいるのでしょうか？	2013年度比で46%削減を達成するにあたり、毎年均等に削減すると仮定した場合、2020年度には18.9%の削減が必要となります。16.9%の削減は18.9%には達しておりませんので、引き続き緊張感を持って各施策を推進する必要がありますが、排出量の削減が進んでいることから、現状では概ね順調に推移していると考えております。
20	埼玉県地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス削減目標の基準年度を2013年度とされているのは何故でしょうか。	国の地球温暖化対策計画と一致させることで国と県との目標の進捗状況の比較がしやすく、県民にも分かりやすいことから、2013年度（平成25年度）を基準年度としています。